

新潟市建設工事・建設コンサルタント電子入札運用基準

第1章 共通項目

1 総則

1-1 趣旨

この運用基準は、電子入札（建設工事及び建設コンサルタントに限る。）の適切かつ円滑な運用を図るために必要な事項を定めるものとする。

1-2 用語の意義

この運用基準において用いる用語の意義は、別に定めるもののほか、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子入札システム

入札案件の登録から入札参加申込書や入札並びに落札者の決定までの事務（以下「入開札事務」という。）をインターネットを利用して処理を行うシステムのことをいう。

(2) 入札情報サービスシステム

新潟市が発注する建設工事等の発注見通し、入札・契約結果に関する情報等をインターネット上に公開するシステムをいう。

(3) 電子入札

電子入札システムにより処理する入開札事務をいう。

(4) 発注部局

建設工事及び建設工事に係る業務委託に係る入札案件の入札事務を行う新潟市の契約担当課等をいう。

(5) ICカード

電子入札コアシステムに対応した特定認証局が発行した電子的な証明書を格納しているカードをいう。

(6) 有資格者

新潟市建設工事入札参加資格審査要綱及び新潟市建設コンサルタント業務入札参加資格審査要綱に基づき入札参加資格を認められた者をいう。

(7) 入札者

有資格者で有資格者名簿に記載されている代表者（委任先を設定している場合は受任者）をいう。

(8) 紙入札

紙に記載した参加申請書等を使用して行う入開札事務をいう。

2 共通事項

2-1 対象入札方式

電子入札システムの対象入札方式は、次のとおりとする。

- ・一般競争入札
- ・指名競争入札

2-2 電子入札を行う案件の基準

発注部局が、電子入札で行うことを決定した案件(以下「電子入札案件」という。)は、原則として、電子入札システムにより入開札事務を行うものとする。

2-3 入札情報サービスシステムの取扱いについて

入札情報サービスシステムは、建設工事等の有資格者名簿、建設工事の発注見通し、建設工事等の入札結果などの公表を行うものとする。

2-4 各システムの運用時間

電子入札システム及びサブシステムの運用時間は、下記のとおりとする。

ただし、入札情報サービスシステムの運用時間については、メンテナンス時間を除き、終日運用を行うものとする。

なお、障害発生時には、一時的に停止することがある。

(1) 電子入札システムの運用時間

水曜日を除く平日 8:00～21:00

水曜日 8:00～18:00

(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日～1月3日までの期間を除く。)

(2) 入札情報サービスシステムの運用時間

24時間運用

(メンテナンス時間を除く。)

2-5 電子ファイルの作成基準

提出資料等の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は、次に掲げるものとする。

ア Microsoft Word と互換性のある形式で保存したもの

イ Microsoft Excel と互換性のある形式で保存したもの

ウ PDF ファイル

エ 上記に加え発注部局が特別に認めたファイル形式

オ 電子ファイルの圧縮を行う場合は、LZH 又は ZIP 形式とし、自己解凍方式は認めない。

カ 提出する電子ファイルは、ウィルスチェック済のものとする。ただし、保存時に損なわれる機能は使用しないこと。

2-6 ウィルス感染ファイルの取扱い

入札者及び入札に参加しようとする者から提出された電子ファイルのウィルス感染が判明した場合においては、直ちに当該電子ファイルの参照等を中止する。発注部局は、当該入札者及び入札に参加しようとする者に対してウィルス感染している旨を電話等で連絡し、再提出の方法について協議を行うものとする。

2-7 システム障害時等の取扱い

システムの障害時における取扱いは、次に掲げるとおりとする。

(1) 有資格者側のシステム障害時

次の各号に該当する場合は、有資格者は「紙入札方式参加承諾願（別記様式第1号）を発注部局に提出し、その承諾を得て、入札の手続きの当初又は途中から、紙入札を行うことができる。

- ①電子入札を行うためのICカードが失効、破損、閉塞等で使用できなくなった場合で、ICカードの再発行の申請予定又は申請中の場合
- ②有資格者側に不測のシステム障害が発生し、締切に間に合わない場合
- ③その他各発注部局において、紙入札を行うことがやむを得ないと認める場合

(2) 新潟市側のシステム障害時

新潟市側の電子入札システム上に障害等が発生して、全ての入札者が電子入札システムを利用することが出来なくなった場合には、入札書受付締切日時等の変更を行うものとする。この場合には、電話又はファクシミリ等により、入札者にその旨を通知する。なお、電子入札システムが長期にわたり停止する場合には、発注部局が指定する入札方式に変更するものとし、新潟市のホームページ等により周知するものとする。

3 利用者登録及びICカードの取扱い

3-1 電子入札システムの利用を認める者

電子入札システムの利用を認める者は、1-2(7)に規定した者とする。ただし、特定建設工事共同企業体においては、入札・見積りに関する権限を有する有資格者（以下「代表構成員」という。）のみが電子入札システムを利用することができるものとする。

3-2 電子入札システムへの利用者登録

有資格者及び代表構成員は、入札者名義のICカードを取得し、新潟市電子入札用電子証明書（ICカード）登録要領に基づき利用者登録を行うものとする。

3-3 電子入札システムに登録できるICカード

電子入札システムに登録することができるICカードは、次の各号によるものとする。

(1) 単体企業

新潟市電子入札システムで使用するICカードの名義人は、有資格者名簿に搭載されている「代表者」または、委任先として届けている「受任者」の名義とする。

(2) 特定建設工事共同企業体

ICカードの名義は、代表構成員の入札者名義で、一企業体一名義とする。なお、単体企業用としてシステムに登録した入札者のICカードを特定建設工事共同企業体用として使用する。

3-4 ICカードの変更について

次に掲げる理由により、ICカードの内容等に変更が生じた有資格者は、認証局に対して速やかに無効となるICカードの失効手続きを行い、新たに取得したICカードにより、再度、利用者登録を行うものとする。

- (1) ICカードの名義人の変更
- (2) ICカードの名義人の住所の変更
- (3) ICカードの有効期限切
- (4) ICカードの破損、紛失
- (5) その他認証局においてICカードの失効要件とされる項目

第2章 入札について

1 一般競争入札参加申請書の取扱い

1-1 一般競争入札参加申請時の留意点

一般競争入札参加申請をしようとする者は、次の事項に留意して一般競争入札参加申請を行うこと。

- (1) 一般競争入札参加申請書は正しい内容で作成し、確認画面において入力内容の確認を行ってから提出すること。
- (2) 一般競争入札参加申請締切日時までに一般競争入札参加申請書の提出が完了するよう、余裕をもって処理を行うこと。
- (3) 一般競争入札参加申請書が正常に送信されたことを、一般競争入札参加申請受信票により確認すること。

1-2 公告日以降の案件の修正

公告日以降において、案件登録情報に錯誤が認められた場合は、発注部局は速やかに案件修正を行うものとする。ただし、特に重大な錯誤などの場合は、入札を中止した上、修正した内容で再公告を行うものとする。

2 入札書等の取扱い

2-1 入札書の受付

入札書は、電子入札システムにより入札金額が入力され、システム上に記録が行われたものを有効なものとして取り扱うものとする。また、内訳書の提出を条件とする案件については、内訳書を添付して提出しなければならない。

2-2 内訳書の提出方法

入札公告又は入札通知書に基づき提出するものとする。

なお、郵送等により提出する場合は、その旨を記載したテキストファイルを入札書に添付して提出すること。

2-3 入札書等提出後の撤回等

電子入札システムにより提出された入札書等は、撤回及び訂正等を行うことはできない。

3 入札者及び入札に参加しようとする者の責任

電子入札において、入札一般競争入札参加申請書、入札書等は、送信データが新潟市電子入札システムに記録された時点で提出されたものとする。入札者及び入札に参加しようとする者は、入札一般競争入札参加申請書、入札書などの提出後に表示される「受信確認画面」により、送信データの到着を確認し、必要に応じて印刷等を行うこと。

なお、提出後「受信確認画面」が表示されない場合は、正常に送信データが到着していない恐れがあるので、再度処理を行い、それでも「受信確認画面」が表示されない場合、発注部局に連絡を行うこと。

4 開札

4-1 開札方法

開札は、事前に設定した開札予定日時後、速やかに行うこととする。

4-2 開札が長引いた場合の連絡

開札予定日時から落札決定通知書等の発行までが著しく遅延する場合には、必要に応じ、電子入札システム及び電話又はファクシミリ等により連絡を行うものとする。

4-3 開札の延期の連絡

開札を延期する場合には、原則として電子入札システムの日時変更通知書により、当該案件に入札書を提出している者全員に対し、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時を通知するものとする。

5 入札（開札）の中止など

談合など入札に際し不正があると認められるときは、入札（開札）中止し、延期し、又は無効とする。

附則

この基準は、平成17年4月6日から施行する。

附則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成28年1月14日から施行する。

附則

この基準は、令和元年5月1日から施行する。

附則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この基準は、令和8年3月1日から施行する。

担当